

令和6年度 東京都立富士森高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
校長 決 定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進基本方針等に基づき、本校におけるいじめ防止の方針を記すものである。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、「人権侵害」であり、絶対に許されない行為である。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けての行動を促す。
- (3) 教職員の指導力と組織対応力を向上させ、いじめ問題に適切に対処する。
- (4) 教職員は、保護者・地域・関係機関と連携し、いじめ防止に取り組む。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第一章 総則 第二条）

2 学校及び教職員の責務

本校及び教職員は、いじめの早期発見・早期対応のために、生徒が発するサインを見逃さないよう日頃から丁寧に生徒理解を深め、生徒の保護者、地域住民や関係機関および団体との連携を図り、生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの根絶に向けて、学校全体でいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

イ 所掌事項

- いじめ防止等の取組み内容・年間計画の作成
- いじめ発生時の対応・解決
- 生徒アンケート・学校評価の実施・分析
- 教職員への校内研修

ウ 会議

各学期に1回以上、定期的を開催する。校長は、臨時会議を招集できる。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、生活指導部主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の重大な問題行動等の対応や未然防止と早期解決に向けた学校の取組及び、生徒・保護者が安全・安心できる学校生活について、助言や支援を行う。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動の早期解決
- 教職員への研修
- 生徒・保護者への専門的な個別指導・支援

ウ 会議

校長が、必要に応じて招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、総務保健部主任、生活指導部主任、保護者、警察署、その他校長が認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 全校集会や学年集会、ホームルーム等で「いじめは絶対に許されない」という意識をもたせ雰囲気を作る。
- イ セーフティ教室等を活用し、警察署等の関係機関からいじめ防止のための人権教育を推進する。
- ウ 教職員のいじめに対する資質能力の向上のために、校内研修等を充実させる。
- エ 面談や家庭連絡等の実施により、教員と生徒・保護者の連携・協力を強化する。
- オ 生徒が心の拠りどころを校内等に見いだせるよう、教員は生徒理解に一層努める。

(2) 早期発見のための取組

- ア いじめの早期発見や実態把握のため生徒に「いじめ実態調査」を年3回実施する。
- イ 第1学年の生徒を対象にしたスクールカウンセラーによる全員面接を実施することで、養護教諭を含めた生徒の「心のケア」と相談体制を整備する。
- ウ 学級担任、教科担当、養護教諭やスクールカウンセラー等からの情報等に、問題を抱える生徒・保護者への指導・援助を連携・協力して対応できる体制を構築する。
- エ 都教育委員会の学校非公式サイトを活用し、ネット上のいじめを監視、把握する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 収集した情報からいじめを把握し、関係生徒に確認した上で、「学校いじめ対策委員会」で対応方針を策定し、学校全体で共有し取組む。
- イ 被害生徒の心理的なケアをするため、スクールカウンセラーを活用し、生徒や保護者の「心の安定」に努める。
- ウ 加害生徒や傍観している生徒に対して、全教職員が毅然とした態度による指導を行うと共に、加害生徒とその保護者に対するケアを行う。
- エ いじめを伝えた生徒に対して、全教職員による見守りや声掛けなどを継続していくことで、この生徒の安全が確認されるまで、保護者とも緊密な連携を行う。
- オ 重大で悪質、犯罪行為等が疑われる場合は、警察署等の関係機関と連携の上、適切に対応する。

(4) 重大事態への対処

重大事態の定義

- 1 いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

組織等の設置

重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(いじめ防止対策推進法第五章 重大事態への対処 第二十八条)

ア 重大事態への対処は、被害生徒を全教職員が見守る体制を構築するとともに、全教職員が情報を共有し、共通認識を図る。

イ 被害生徒や保護者の心のケアを適切に行うため、スクールカウンセラーを活用するとともに、東京都教育委員会との連携・協力を図る。

ウ 「学校サポートチーム」と連携・協力し、緊急の保護者会等を開催し、個人情報に配慮した上で、事実関係や学校の対応についての説明を行うことで理解と協力を求める。

エ 重大事態発生については、東京都教育委員会又は東京都知事へ報告する。

5 教職員研修計画

- (1) 第1回「いじめに対する理解（教職員の意識・生徒の意識）」
- (2) 第2回「いじめに対する対応」
- (3) 第3回「いじめ防止基本方針」の再確認と次年度へ向けての取り組みの検討

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者に対する「学校いじめ防止基本方針」の周知
- (2) 保護者個別相談の実施
- (3) 保護者に対するスクールカウンセラーの活用（心のケア）

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会、地域協力懇談会等で情報交換を行い、校内外でのいじめ防止に取り組む。
- (2) いじめに関連する犯罪行為が疑われる場合、「学校いじめ対策委員会」において速やかに協議し、警察や関係機関等に相談等を行い、対応策を協議する。
- (3) 都教育委員会と連携した学校非公式サイトの活用、ネット上のいじめ情報の共有。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「学校評価アンケート」の項目を分析し、いじめ防止等の取組評価を実施（12月）
- (2) 「学校評価アンケート」の分析結果に基づき、「学校いじめ対策委員会」において、基本方針の見直し、改善を検討する（3月）